

武蔵村山市教育情報セキュリティポリシー
《教育情報セキュリティ基本方針》

令和7年11月

武蔵村山市教育委員会

目 次

第1章 武蔵村山市教育情報セキュリティポリシーの構成.....	- 1 -
第2章 武蔵村山市教育情報セキュリティ基本方針.....	- 2 -
1 目的	- 2 -
2 定義	- 2 -
3 対象とする脅威	- 3 -
4 適用範囲	- 3 -
5 教職員等及び外部委託事業者の責務	- 3 -
6 教育情報セキュリティ対策	- 4 -
7 教育情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	- 5 -
8 教育情報セキュリティポリシー等の見直し	- 5 -
9 対策基準の策定	- 5 -
10 実施手順の策定	- 5 -

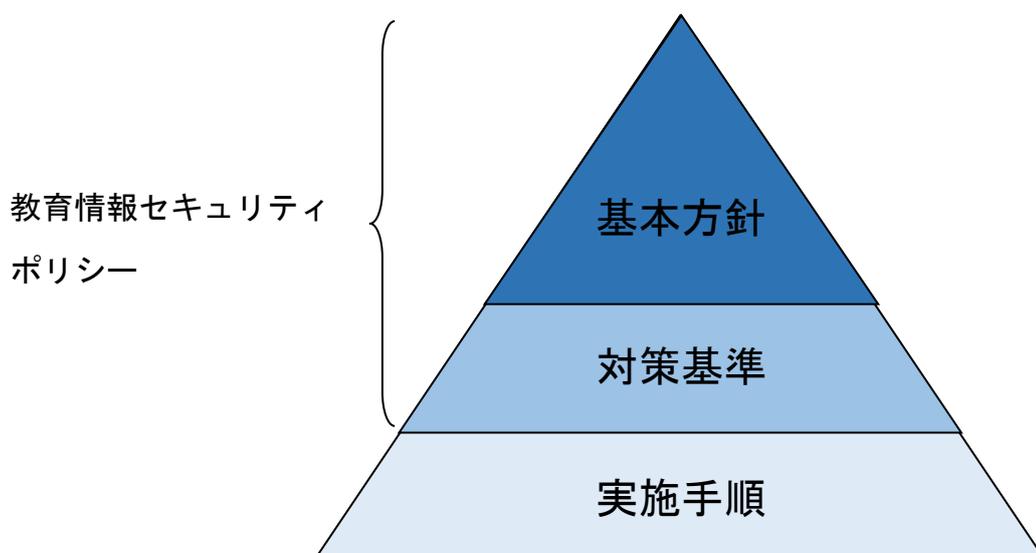
第1章 武蔵村山市教育情報セキュリティポリシーの構成

情報セキュリティポリシーとは、組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書をいう。武蔵村山市においても武蔵村山市情報セキュリティポリシーを策定しているが、市内小・中学校等における情報セキュリティについては触れていない。教育DXが進展する中で、自治体の情報セキュリティポリシーとは別に、学校現場の特徴を踏まえた学校向けの「教育情報セキュリティポリシー」を定めることが求められていることから、武蔵村山市教育情報セキュリティポリシー（以下「教育情報セキュリティポリシー」という。）を策定する。

教育情報セキュリティポリシーは、武蔵村山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の教育情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定める「武蔵村山市教育情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）」と、基本方針に基づき全ての教育情報システムに共通の情報セキュリティ対策の基準を定める「武蔵村山市教育情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）」の二つから構成される。

対策基準に基づき具体的なシステムや手順、手続に展開して個別の実施事項を定める「武蔵村山市教育情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）」については教育情報セキュリティポリシーに含まれない。

教育情報セキュリティポリシーの構成



第2章 武蔵村山市教育情報セキュリティ基本方針

1 目的

基本方針は、教育委員会が保有する教育情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するために実施する教育情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) 教育情報資産

教育活動に必要となる情報及びその情報を生成・保管・流通する媒体（紙、ネットワーク、サーバ、端末*等）をいう。

(2) 教育ネットワーク

教育情報資産を扱うコンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(3) 教育情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体*で構成され、教育情報資産の情報処理を行う仕組みをいう。

(4) 教育情報セキュリティ

教育情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) 教育情報セキュリティポリシー

組織における教育情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的及び体系的に取りまとめたものであり、基本方針及び対策基準をいう。

(6) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、許可された範囲の情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(7) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(8) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときにアクセスできる状態を確保することをいう。

* 端末：ネットワークの末端に接続される情報の入出力を行う機器の総称のこと。

* 電磁的記録媒体：電磁的記録を保存するためのDVD、USBメモリ、SDカードなどの媒体のこと。

3 対象とする脅威

教育情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、教育情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃*等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による教育情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 教育情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による教育情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災、水害等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病のまん延による要因の不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 行政機関等の範囲

基本方針が適用される行政機関等は、教育委員会事務局（教育総務課及び教育指導課をいう。以下同じ。）及び武蔵村山市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）とする。

(2) 教育情報資産の範囲

基本方針で対象とする教育情報資産は、次のとおりである。ただし、「武蔵村山市電子計算組織の管理運営に関する規則（平成8年11月28日規則第88号）第2条第2項」に規定された中央電子計算組織（LGWAN）でのみ取り扱う教育情報資産は除く。

ア 教育ネットワーク、教育情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体

イ 教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

ウ 教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等の情報システムに関連する文書

5 教職員等及び外部委託事業者の責務

教職員等（学校に勤務する正規教職員（暫定再任用及び臨時的任用を含む。）、都費会計年度任用職員及び市費会計年度任用職員（学校事務会計年度任用職員を除く。）をいう。以下同じ。）

* サービス不能攻撃：インターネット上で提供されるサービスについて、不正に大量の電子データを送り付ける等して対象サービスに過剰な負荷を与えて停止させたり、サービスの正常な稼働を妨害したりする攻撃のこと。

及び外部委託事業者は、教育情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たっては教育情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守しなければならない。

6 教育情報セキュリティ対策

「3 対象とする脅威」で想定した脅威から教育情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じるものとする。

(1) 組織体制

教育委員会の教育情報資産について、教育情報セキュリティ対策を推進する教育委員会事務局及び学校での組織体制を確立する。

(2) 教育情報資産の分類と管理

教育委員会の保有する教育情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき教育情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 教育情報システム全体の強靱性の向上

教育情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、教育情報システム全体に対し、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

通信回線及び教職員等の端末等の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

教育情報セキュリティに関し、教職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御*、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的な対策を講じる。

(7) 運用

教育情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際の教育情報セキュリティの確保等の運用面の対策を講じる。また、教育情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

* アクセス制御：情報又は情報システムへのアクセスを許可する主体を制限すること。

(8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス*）の利用

業務委託を行う場合には、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認した上で、必要に応じて契約に基づいた措置を講じる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、教育情報セキュリティポリシーを遵守することができるサービスを選定し利用する。

7 教育情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて教育情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 教育情報セキュリティポリシー等の見直し

教育情報セキュリティ監査及び自己点検の結果又は教育情報セキュリティに関する状況の変化に対応する必要がある場合には、教育情報セキュリティポリシー及び実施手順の見直しを行い、必要に応じて改定する。

9 対策基準の策定

教育情報セキュリティ対策を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定めた対策基準を策定する。

なお、対策基準は、公にすることにより教育委員会事務局及び学校の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

10 実施手順の策定

対策基準に基づき、教育情報セキュリティに関する対策を実施するための具体的な手順を定めた実施手順を策定するものとする。

なお、実施手順は、公にすることにより教育委員会事務局及び学校の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

*クラウドサービス：インターネットを経由でソフトウェアやインフラなどの各種機能を利用できるサービスのこと。

改定履歴

・令和7年11月 策 定

武蔵村山市教育情報セキュリティポリシー

《教育情報セキュリティ基本方針》

発行年月／令和7年11月

発 行／武蔵村山市教育委員会

編 集／武蔵村山市教育部教育総務課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042 (565) 1111 (代表)